

特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度説明会

— 制度の強化内容 —

背景

兵庫県は2020年9月に、**2050年カーボンニュートラル**を宣言
⇒ 兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定(2021年3月)

政府は2030年度に2013年度比で46%削減を表明
⇒ 政府の表明等を踏まえ、兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定し、**2030年度の削減目標を強化**(2022年3月)

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を
ゴールとし、県民・事業者・団体・行政等が
一体となり、2030年度は、
48%削減(2013年度比)
の達成を目指す。

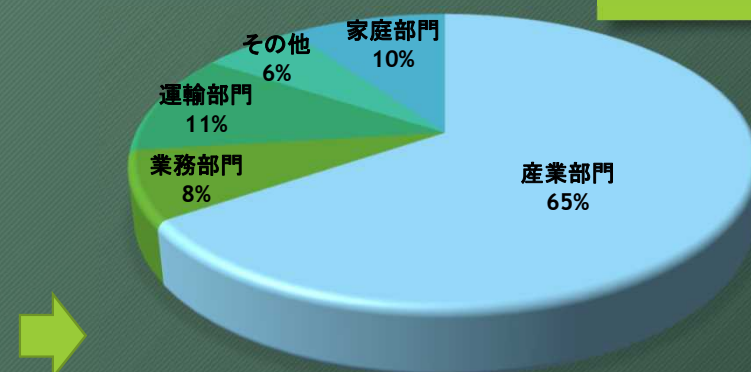
※ 2030年度の電力排出係数:国計画の想定値
(0.25kg-CO₂/kWh)を採用



部 門		2013年度 【基準】	2018年度 【実績値(速報値)】		2030年度 【削減目標】		
		排出量 (kt-CO ₂)	排出量 (kt-CO ₂)	2013 年度比	排出量 (kt-CO ₂)	2013 年度比	排出量 構成比
エネルギー起源 二酸化炭素	産業部門※1	47,952	41,393	▲13.7%	29,144	▲39.2%	71.8%
	業務部門	6,815	4,817	▲29.3%	2,121	▲68.9%	5.2%
	家庭部門	8,364	6,144	▲26.5%	3,273	▲60.9%	8.1%
	運輸部門	8,128	7,054	▲13.2%	4,267	▲47.5%	10.5%
その他※2		3,923	3,812	▲2.8%	1,766	▲55.0%	4.4%
計(A)		75,182	63,220	▲15.9%	40,571	▲46.0%	100%
吸収源による吸収量(B)		-	-	-	▲1,260	▲1.7%	-
吸収量含む計(A+B)		75,182	63,220	▲15.9%	39,311	▲48%	-

※1 エネルギー転換部門を含む。

※2 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等



エネルギー起源から排出される温室効果ガスは
全排出量の約 73 %
(排出抑制制度対象事業者:条例の排出は全排出量の約50%)

環境の保全と創造に関する条例で規定する
【温室効果ガス排出抑制計画・措置結果報告制度】
を強化

制度の概要

- ・ 特定規模排出事業者は、事業活動に伴う特定物質の排出状況、排出の抑制にかかる目標、その達成のために講ずる措置等の計画を作成し、提出しなければならない。※

➡ 特定物質排出抑制計画

基準年度・目標年度等必要な規定の見直し

- ・ 特定規模排出事業者は、計画に基づき、特定物質の排出抑制に努めなければならない。また、計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。※

➡ 特定物質排出抑制措置結果報告

公表対象事業者の強化

- ・ 知事は、特定物質排出抑制計画等の概要を公表するものとする。

➡ 特定物質排出抑制計画・措置結果報告の概要の公表

公表内容の強化

特定物質

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(NO₂)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

特定規模排出事業者

- ・ 特定物質を相当程度多量に排出する工場・事業所を設置、管理している者
- ・ 特定物質を相当程度多量に排出する自動車運送事業者

➡ 条例施行規則で規定

制度対象工場等の強化

※ 知事は特定規模排出事業者が計画書の提出や報告をしなかった場合は、当該事業者に対し、提出等を勧告することができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

制度改正内容: 基準年度・目標年度等必要な規定の見直し

目標年度(2020年度)の到来及び兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しに合わせ、特定物質排出抑制計画等を作成するために必要な事項等を定める【指針】を改正(2021.3)

改正方針

2050年カーボンニュートラルを見据えた温室効果ガス対策強化への対応

省エネ対策など自主取組の推進

再生可能エネルギーの導入・利用促進など脱炭素経営に向けた取り組みの推進

改正内容

- 総排出量による目標設定
(基準年度2013年度、目標年度2030年度)
 - 排出量の算定方法変更(電力の排出係数を固定から変動)
 - 脱炭素社会実現のための長期的な方針について記載
 - 排出抑制措置区分の追加
 - ・ 非効率な石炭火力発電の休廃止又はエネルギーの早期転換
 - ・ 脱炭素社会実現に向けた取組の追加
-
- 排出抑制措置区分の追加、詳細化
 - ・ 省エネ診断の受診及び対策の検討実施等
-
- 再エネ設備導入状況と再エネ由来エネルギー利用量等の報告
 - 気候変動対策に取り組むイニシアティブ等への参画状況の公表

制度改正内容: R3年度改正内容

条例・要綱対象事業所 エネルギー使用量(原油換算)		排出抑制計画 作成・提出	措置結果 報告	公 表
条例	強化 1,500kL/年以上	義務	義務	事業者ごと + 事業所ごと※1
	強化 ※2 500kL/年以上	義務	義務	事業者ごと
	強化 ※2 500kL/年未満	義務	義務	
要綱	※2 500kL/年未満	任意	任意	

※1 報告書のみ

※2 大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)設置工場等

- ① エネルギー使用量が 500kL/年未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下同じ。)を設置している事業所を条例対象に追加
- ② エネルギー使用量が 500kL/年以上 1,500kL/年未満で大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置している事業所を設置し、又は管理している者を公表対象に追加
- ③ エネルギー使用量 1,500kL/年以上の事業所等は事業者単位に加えて、事業所ごとの内訳を公表

制度改正内容：制度対象工場等の強化

改正前

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO₂換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

条例対象

要綱対象



条例施行規則の改正(R3.7)

改正後

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO₂換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

条例対象

※二酸化炭素換算

義務対象を拡充することで、自主的な排出抑制にかかる取組を促進する

【エネルギー使用量】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーについて、関係省令に規定する算出方法により、原油の数量に換算して量を合算した量

【大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設】

大気汚染防止法第2条第2項に規定する、一定規模以上のボイラーや溶解炉、乾燥炉などの施設。ただし本制度では専ら非常時において用いられるものを除く。

制度改正内容：制度対象工場等の強化

条例対象となる工場・事業場の判定フロー図

エネルギー使用量(原油換算)が
年間1,500kL以上である。

いいえ

以下の物質のいずれかの排出量が、
CO₂換算で年間3,000t以上である。
・ハイドロフルオロカーボン (HFC)
・パーフルオロカーボン (PFC)
・六ふっ化硫黄 (SF₆)
・三ふっ化窒素 (NF₃)

はい

条例対象事業所

1号排出抑制計画 (様式第1号)
公表用排出抑制計画 (事業者単位) (様式第4号)
1号報告書 (様式第5号)
公表用報告書 (事業者単位) (様式第8号)
公表用報告書 (事業所単位) (様式第8号)
の提出対象

いいえ

はい

大気汚染防止法のばい煙発
生施設(非常用を除く。)を
設置している。

いいえ

はい

制度対象外の工場等

エネルギー使用量(原油換算)が年間
500kL以上である。

いいえ

はい

条例対象事業所

2号排出抑制計画 (様式第2号)
2号報告書 (様式第6号)
の提出対象

条例対象事業所

2号排出抑制計画 (様式第2号)
公表用排出抑制計画 (事業者単位) (様式第4号)
2号報告書 (様式第6号)
公表用報告書 (事業者単位) (様式第8号)
の提出対象

エネルギー使用量はHP掲載の
算定表でチェックしてください。

エネルギー使用量(燃料、熱および電気)

表

黄色セル

に数値を入力してください。

活動の区分 小分類	名称	名称	使用量	単位	原油換算係数	単位 換熱量	原油換算量 (kL)	
燃料の使用	燃料使用量	原油(コンデンセートを除く。)		L (ℓ)	0.986	38.2	0	
		原油のうちコンデンセート (NGL)		L (ℓ)	0.911	35.3	0	
		揮発油 (ガソリン)		L (ℓ)	0.893	34.6	0	
		ナフサ		L (ℓ)	0.867	33.6	0	
		灯油		L (ℓ)	0.947	36.7	0	
		軽油		L (ℓ)	0.973	37.7	0	
		A重油		L (ℓ)	1.009	39.1	0	
		B・C重油		L (ℓ)	1.081	41.9	0	
		石油アスファルト		kg (kg)	1.055	40.9	0	
		石油コークス		kg (kg)	0.771	29.9	0	
		液化石油ガス (LPG)		kg (kg)	1.311	50.8	0	
		石油系炭化水素ガス		Nm ³	1.158	44.9	0	
		液化天然ガス (LNG)		kg (kg)	1.409	54.6	0	
		その他可燃性天然ガス		Nm ³	1.122	43.5	0	
		原料炭		kg (kg)	0.748	29	0	
		一般炭		kg (kg)	0.663	25.7	0	
		無煙炭		kg (kg)	0.694	26.9	0	
		石炭コークス		kg (kg)	0.759	29.4	0	
		コークス		kg (kg)	0.962	37.3	0	
		コークス炉ガス		Nm ³	0.544	21.1	0	
高炉ガス		Nm ³	0.088	3.41	0			
転炉ガス		Nm ³	0.217	8.41	0			
都市ガス(13A)		Nm ³	1.161	45	0			
他人から供給された熱の使用	熱使用量	産業用蒸気		MJ	0.026	1.02	0	
		産業用以外の蒸気		MJ	0.035	1.36	0	
		温水		MJ	0.035	1.36	0	
		冷水		MJ	0.035	1.36	0	
他人から供給された電気の使用	電気事業者	昼間発電		kWh	0.257	9.97	0	
		夜間発電		kWh	0.239	9.28	0	
		上記以外の買電		kWh	0.252	9.76	0	
							合計	0

判定結果：数値を入力してください

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/download_file/24336/0

※ 工場等の規模によって、提出する様式が異なる。

※ 大気汚染防止法のばい煙発生施設のうち、ボイラーは令和4年10月から規模要件が変更となる。

制度改正内容: 公表対象事業者の強化

改正前

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO₂換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

公表対象
公表対象外

条例施行規則の改正(R3.7)

改正後

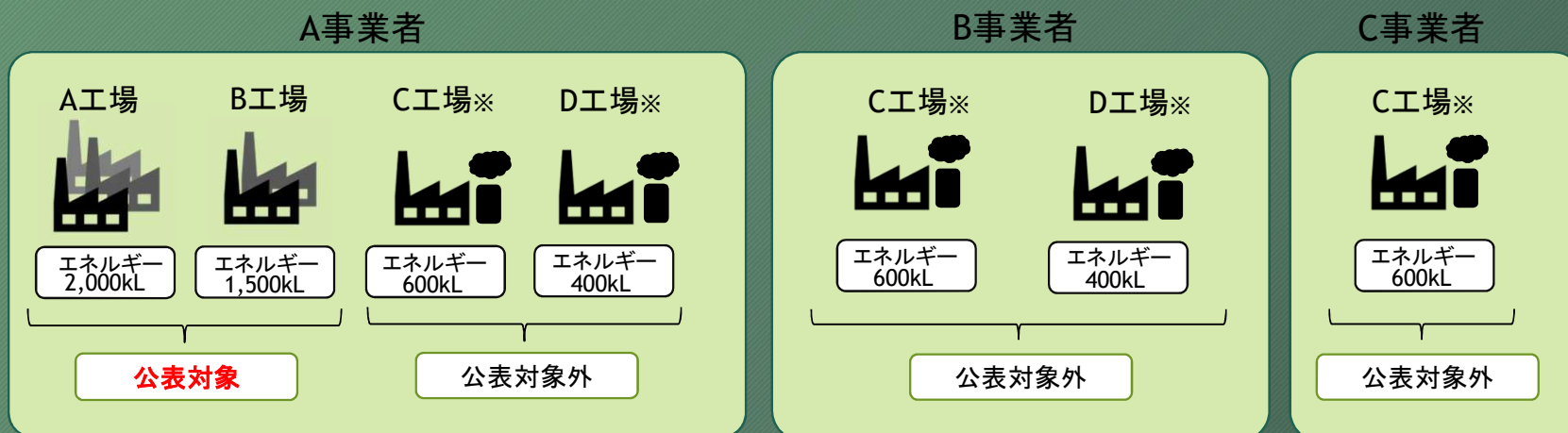
- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO₂換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等
- 前年度のエネルギー使用量が500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用除く)を設置している工場等

公表対象
公表対象外

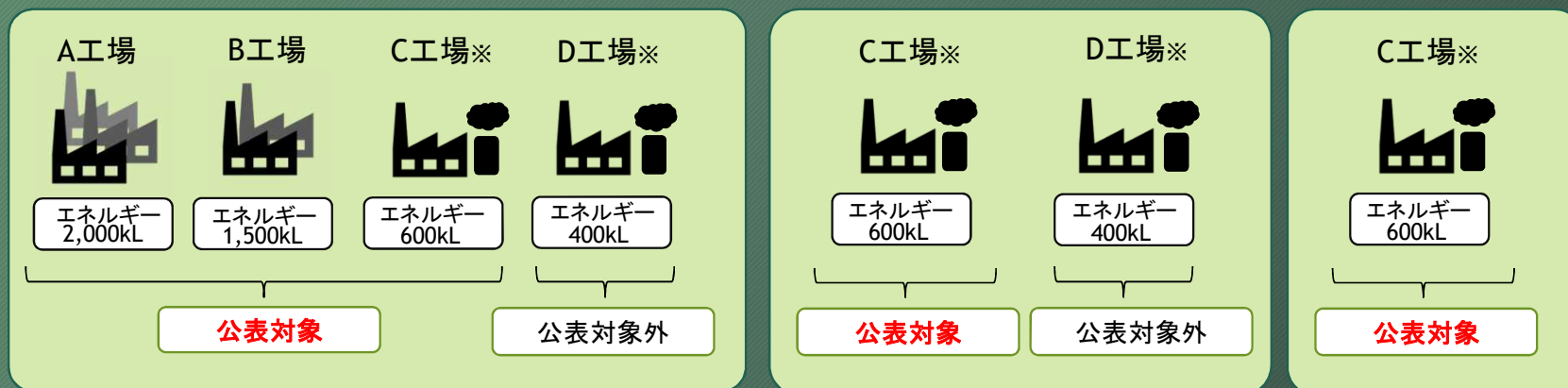
公表対象事業者を拡充することで、①県民の目を意識、②投資家の呼び込み

制度改正内容：公表対象事業者の強化

改正前



改正後



※ 大気汚染防止法のばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置する工場等
 なお、大気汚染防止法のばい煙発生施設のうち、ボイラーは令和4年10月から規模要件が変更となる。

制度改正内容：公表内容の強化

改正前

公表対象工場等について

- ・ 計画書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出
- ・ 報告書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出

※ 事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとでもよい(事業者ごとに作成できない理由を記載)。

※ 計画書の概要を工場等ごとに作成した場合は、報告書の概要も工場等ごとに作成する。



指針の改正(R4.3)

公表対象工場等について

- ・ 計画書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出
- ・ 報告書の概要：事業者ごとに取りまとめて提出



公表対象工場等のうち、以下の工場等について

- ・ 報告書の概要：事業所単位で提出

- ① 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ② ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO₂換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等

改正後

温暖化対策推進法改正により、請求なくとも事業所別の排出量を公表
投資家が企業の排出量の内訳を把握しやすく

制度改正内容：公表内容の強化

A事業者

B事業者

C事業者

改正前

A工場	B工場	C工場※	D工場※
			
エネルギー 2,000kL	エネルギー 1,500kL	エネルギー 600kL	エネルギー 400kL
提出単位		内容	
計画の概要(4号)		事業者 A+B工場	
報告の概要(8号)		事業者 A+B工場	

A工場	C工場※
	
エネルギー 2,000kL	エネルギー 600kL

	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A工場
報告の概要(8号)	事業者	A工場

A工場	D工場※	
		
エネルギー 2,000kL	エネルギー 400kL	
提出単位		内容
計画の概要(4号)		A工場
報告の概要(8号)		A工場

改正後

A工場	B工場	C工場	D工場※
			
エネルギー 2,000kL	エネルギー 1,500kL	エネルギー 600kL	エネルギー 400kL
提出単位		内容	
計画の概要(4号)		A+B+C工場	
報告の概要(8号)		A+B+C工場	
		A工場、B工場	

A工場		C工場※
		
エネルギー 2,000kL		エネルギー 600kL
	提出単位	内容
計画の概要(4号)	事業者	A+C工場
報告の概要(8号)	事業者	A+C工場
	事業所	A工場

A工場		D工場※
		
エネルギー 2,000kL		エネルギー 400kL
提出単位		内容
計画の概要(4号)	事業者	A工場
報告の概要(8号)	事業者	A工場
	事業所	—

※ 大気汚染防止法のばい煙発生施設(非常用を除く。)を設置する工場等
 なお、大気汚染防止法のばい煙発生施設のうち、ボイラーは令和4年10月から規模要件が変更となる。

制度改正内容: R3年度改正内容

条例・要綱対象事業所 エネルギー使用量(原油換算)		排出抑制計画 作成・提出	措置結果 報告	公 表
条例	強化 1,500kL/年以上	義務	義務	事業者ごと + 事業所ごと※1
	強化 ※2 500kL/年以上	義務	義務	事業者ごと
	強化 ※2 500kL/年未満	義務	義務	
要綱	※2 500kL/年未満	任意	任意	

※1 報告書のみ

※2 大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)設置工場等

- ① エネルギー使用量が 500kL/年未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下同じ。)を設置している事業所を条例対象に追加
- ② エネルギー使用量が 500kL/年以上 1,500kL/年未満で大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置している事業所を設置し、又は管理している者を公表対象に追加
- ③ エネルギー使用量 1,500kL/年以上の事業所等は事業者単位に加えて、事業所ごとの内訳を公表